

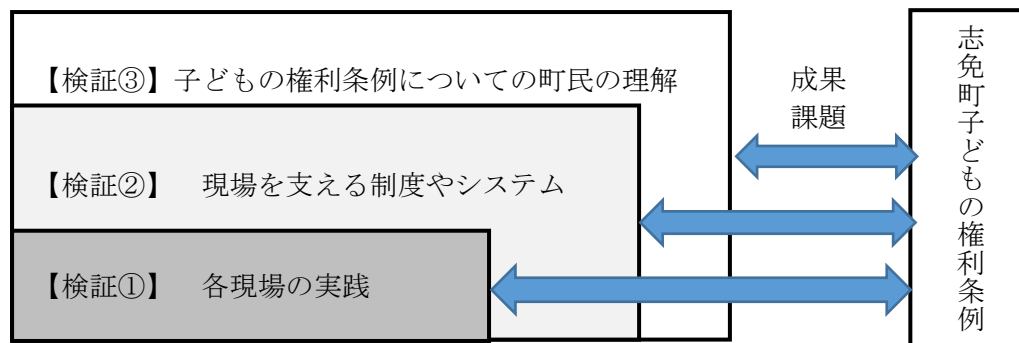
本報告書の要旨

今期の検証課題

- ①本町における子どもの権利保障の現状を検証し、報告や提言を行う。
子どもに関わる関係者や関係機関は、子どもの権利保障を意識し、条例に掲げた理念の実質化にむけてどのような努力や工夫を行っているだろうか。
- ②本町の子どもの権利条例を支えるシステム自体を検証する。
本町で子どもの権利条例が制定されて 10 年目という節目を迎える今期特有の課題設定である。制定当初の理念を継承・発展できているだろうか。

検証の方法

上記課題を検証するために次のような 3 層からなる分析枠組みを設定した。



結果

- ・現場は子どもの権利の実質化にむけて、できる限りの努力をしている。
- ・メンバーの高齢化や職員の退職等により、人材確保が課題の機関・団体もあった。
- ・現場を支えるシステムは経年劣化しつつある。特に、子どもの権利委員会は申し送りがきちんとできていないので、これまでの蓄積が活かせていない。また、子どもの権利委員会の報告や提言をふまえて、どのように町や機関・団体が改善したのかを確認する機会が欠如している。
- ・現状、条例第 16 条が機能していない。行動計画が策定されておらず、子どもの権利委員会への進捗状況の報告もない。
- ・子どもの権利条例の認知度も少しずつ高まりつつあるが、一層の努力と工夫が必要。

提言

- ①現場の人材確保がスムーズに行えるように町としても対応策を検討すべき。
- ②施設の大幅な改修は難しくても、廊下の照度を上げる等の環境改善をめざすべき。
- ③次期子どもの権利委員会への申し送り等がきちんと行われる工夫が必要である。
- ④子どもの権利委員や事務局の異動に伴う変更に対する対応策を検討すべき。
- ⑤事務局の協力なしには本委員会は成立しない。引き続き丁寧な協力を希望する。
- ⑥報告や提言を受けての改善状況を次期委員会へ報告し、PDCA サイクルの確立が不可欠である。そのためにも、条例 16 条にもとづく行動計画の策定を早急に求める。